

地域密着型サービスにおける 運営推進会議等について

- ① 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)の概要
- ② 開催方法等
- ③ 議事録の提出、公表

青森市 福祉部 介護保険課

令和7年度 介護サービス事業者等集団指導

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について

① 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の概要

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）は、事業所が、利用者、市職員又は地域包括支援センター職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものです。会議では、事業所の運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、利用者の状態などを中心に報告するとともに、会議の参加者から質問や意見を受けるなど、できる限り双方向的な会議となるよう運営に配慮することが大事です。

対象となるサービス種類	開催回数	備考
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6月に1回	<構成メンバー> 利用者 利用者の家族 地域住民の代表（町会長、民生委員等） 市職員又は地域包括支援センター職員 等
地域密着型通所介護	//	
認知症対応型通所介護	//	
小規模多機能型居宅介護	2月に1回	<開催方法> 以下の要件を満たす場合は、複数の事業所の合同開催が可能です。 ① 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 ③ 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき開催内容の半数を超えないこと。（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く。） ④ 外部評価を行う場合は、単独開催とすること。 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）
認知症対応型共同生活介護	//	
地域密着型特定施設入居者生活介護	//	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	//	
看護小規模多機能型居宅介護	//	

運営推進会議の対象サービスと開催回数等については、上記表をご覧ください。
対象のサービスによって、運営推進会議の開催回数が異なります。

② 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)の開催方法等

運営推進会議は正しく行われていますか？こんな場合は見直しを！

例1) 出席メンバーが管理者(事業所職員)のみ

○利用者家族や、地域住民の代表等の参加ができない日であれば、日を改めて開催しましょう。市職員も日程の都合がつけば可能な限り出席いたしますので、開催日程を事前にお知らせください。

例2) 会議内容が、講習の実施やイベントへの参加等の実績報告のみで、具体的な活動内容や利用者の状況等が話し合われていない

○運営推進会議は事業所の状況を報告し、評価を受け、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける場です。出席者から様々な意見を聴取できるような報告内容、資料作りを心掛けましょう。

例3) 運営推進会議を書面開催で行っている

○運営推進会議は対面(テレビ電話会議含む)による開催が原則です。施設内で感染症がまん延している等、対面開催が困難な場合は、開催を延期するなどできるだけ対面で行うよう再調整をしてください。

運営推進会議(介護・医療連携推進会議)の開催時の注意事項は、上記を確認してください。

